

# 令和6年度 学校いじめ防止基本方針

桐生市立相生中学校

(令和2年4月策定)

## 学校教育目標 「心豊かにたくましく生きる生徒の育成」

- 1 優しく思いやりのある生徒
- 2 正しい判断と行動ができる生徒
- 3 進んで学ぶ意欲を持った生徒
- 4 健康なからだと体力のある生徒

### 1 いじめ防止等のための取組に関する基本的な考え方。

- (1) 一人ひとりに豊かな心を育むことがいじめ防止には重要であるとの認識に立ち、いじめの加害者になったり傍観者になったりしないように、人権教育や道徳教育を充実させる。
- (2) いじめは、どの学級、学校にも起こりうるものという認識に基づき、生徒が安心して学校生活を送れるように、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努める。
- (3) いじめが起きてしまったときには、いじめを受けた生徒の生命及び心身の保護を最優先し、学校・家庭・地域住民・関係機関との連携により、いじめ問題の解決を図る。

### 2 いじめ防止のための組織（いじめ防止対策委員会）

校内にいじめ未然防止・早期発見・早期対応・重大事態発生時の対応のための組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### (1) 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年生徒指導担当・教育相談担当・養護教諭・スクールカウンセラー・教育相談員・SSW

※必要に応じて学年主任・生徒会担当・担任・部活動顧問・校医や学識経験者などの外部の専門家・行政役員等をメンバーに加えることもある。

#### (2) 活動の概要

- ①いじめの未然防止に関する取組の計画立案・実施・定期的検証
- ②教職員の共通理解と意識啓発
- ③いじめの早期発見のための取組の計画立案・実施・集約・対応協議
- ④保護者・地域に対する情報発信と意識啓発
- ⑤いじめ問題の発生時の情報集約と組織的な対応協議
- ⑥重大事態発生時の対応と市教育委員会との連携

### 3 いじめ防止に関する措置

#### (1) いじめの未然防止について

- ①いじめ防止についての「年間活動計画」を作成し、年間を通していじめの防止について取り組む。
- ②いじめ防止が生徒の自主的な活動や行動となるように、学級活動や生徒会活動の充実を図り、絆づくりの場の設定や活動の支援をしていく。
- ③校内研修を軸とした「わかる」「楽しい」授業の展開といじめを題材とした学級活動や「道徳教育」「人権教育」の実施により、いじめ防止を推進する。
- ④ネットによるいじめ防止に向け、生徒への情報モラル教育（1，2年生）や教職員の研修会を実施する。

#### (2) いじめの早期発見のための取組

- ①教師の日常の見守りと生活ノートなどを活用したチャンス相談を実施する。
- ②毎月「学校生活アンケート」を実施し、いじめの早期発見に努める。  
（アンケート項目は適宜検討する）
- ③「Q-U調査」を積極的に活用し、学級の生徒の実態把握に努めるとともに、心配な生徒への担任による相談や教育相談員・スクールカウンセラーとの面談など具体的な対応を協議し実施する。

#### (3) いじめの解消のための取組

- ①組織的で迅速な対応ができるように、委員会で方針・対応を決定し、役割分担を明確にした上で、事実の究明と支援・指導を行う。
- ②必要に応じて外部機関との連携を図り、早期解決への手立てとする。
- ③いじめを見ていた生徒への指導についても、自分の問題としてとらえさせるように授業・集会等を通して指導する。
- ④いじめ被害にあった生徒に対して、安易に解決とせず、その後の様子や加害生徒との関係を継続的に聞き取る。3ヶ月間被害者と保護者との面談

#### (4) 重大事態発生時の対応

- ①速やかに調査委員会を設置し、マニュアルに従い教育委員会と連携を図りながら、質問票や聞き取りなどにより事実関係を把握する。また、いじめを受けた生徒や保護者への説明責任を果たし、心のケアや今後の対応を協議する。
- ①いじめを行った生徒・保護者への指導及び対応について協議する。必要に応じて警察・児童相談所などの関係機関とも連携を図る。

## 重大事態の発生

### 学校設置者に重大事態の発生を報告



学校設置者が重大事態の調査の主体を判断（学校主体・学校設置者主体）

【学校主体の場合】



### 重大事態の調査委員会を設置

※専門的知識及び経験を有し当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者を加え、調査の公平性・中立性を保つ。



### 調査委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施



※これまでの調査も再確認

### いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供



### 調査結果を学校設置者に報告



### 調査結果を踏まえた必要な処置

【学校設置者が主体の場合】 設置者の指示の下、資料の提出など調査に協力

## 4 関係機関との連携

いじめの防止、いじめ発生時の対応・解決のために、次にあげる機関との連携を日頃より深めていく。

- (1) 市教育委員会・県教育委員会・教育事務所
  - ①いじめの発見状況の報告
  - ②対応・方針についての相談
- (2) 総合教育センター（いじめ・生徒指導相談室）
  - ①指導方針や解決方法についての相談
  - ②生徒や保護者への対応方法についての相談

- (3) 児童相談所・警察・少年育成センター  
いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件の発生時の相談
- (4) 医療機関・心の健康センター  
いじめられた生徒が外傷や心的外傷を負っている時の相談
- (5) 児童相談所・市子育て支援係・福祉係  
いじめられた生徒、いじめた生徒への福祉的・心理的側面からの支援のあり方についての相談

## 5 保護者との連携

### (1) 保護者との日常的な連携

日頃より、学校通信・学年通信や保護者会などを通して、いじめ問題に対する学校の考え方や方針を伝え、周知する。また、いじめに関する情報提供や解決に向けた協力を依頼する。

### (2) いじめられた生徒の保護者との連携

- ① 事実関係の正確な把握を迅速に行い、速やかに家庭訪問を行うとともに、事実を正確に伝える。
- ② 学校として徹底して生徒を守り、支援していくという立場を伝え、今後の対応について保護者の意向を尊重しながら方針を具体的に示す。
- ③ 対応の経過や支援の様子を随時伝えることと、家庭における生活状況について情報提供を受ける。
- ④ 対応が終了後も経過を観察することを保護者に伝え、理解と協力を得る。

### (3) いじめた生徒の保護者との連携

- ① 事実確認後、家庭訪問を実施し、事実経過を伝えその場で、保護者・生徒と事実の確認をする。
- ② いじめられた生徒の状況を伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ③ いじめた生徒への対応が決定したら、指導の経過と変容を保護者に伝え、理解を求める。生徒を成長させたいという願いをしっかりと伝える。
- ④ 学校の対応を批判したり、理解を得られなかったりする保護者には、改めて事実確認と学校の指導方針を伝え、学校が生徒の成長を願い対応していることを伝え、理解を求める。

## 6 評価の実施

専門家等の意見を聞きながら取組への定期的な評価を実施し、いじめ問題の取組の改善に努める。評価時期は7月、12月、3月の年3回とする。

## いじめ防止活動年間計画

目標	いじめに対する問題意識を高められるような活動実践を通して、全生徒がいじめと向きあい、誰もが明るく楽しく過ごせる学校の雰囲気をつくる。	
目標を達成するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会活動や委員会活動を活発化させていじめが起きづらい雰囲気をつくる。</li> <li>・学級活動や道徳の時間を使い、人権に対する考えを深める。</li> </ul>	
	主な活動	具体的な活動
4月	いじめ防止活動計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生活アンケートの実施（月1回）</li> <li>○いじめ防止ポスターの掲示・活用                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・全学級にポスターを掲示し意識を高める。</li> </ul> </li> <li>○生徒会オリエンテーション                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会による学校生活の紹介で仲間を大切にしている意識をもたせる。</li> </ul> </li> </ul>
5月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○各クラスでのいじめ防止に対する話し合い                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒総会で各クラスの代表がいじめを防ぐ“あい”言葉といじめに対する実践を発表</li> <li>・各クラスがいじめ防止活動推進</li> </ul> </li> </ul>
6月	春の「いじめ防止強化月間」	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝の呼びかけ運動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会中心に実施</li> </ul> </li> </ul>
7月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止標語の募集                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止標語を校内に掲示</li> </ul> </li> </ul>
8月	いじめ防止フォーラムへの参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○フォーラムの内容を配布・周知</li> </ul>
9月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○体育祭でのクラス対抗種目の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・長縄などで団結力を高める</li> </ul> </li> </ul>
10月	冬	<ul style="list-style-type: none"> <li>○合唱コンクールを通して                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各クラスでの練習を通して仲間の大切さを意識させる。</li> </ul> </li> </ul>
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝の呼びかけ運動                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会、学級代表、委員会委員長参加</li> </ul> </li> </ul>
12月	「いじめ防止強化月間」市町村別いじめ防止こども会議への参加	<ul style="list-style-type: none"> <li>○会議資料の準備と参加                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒会の参加</li> </ul> </li> </ul>
1月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○会議内容の報告</li> </ul>
2月		<ul style="list-style-type: none"> <li>○一年の振り返り</li> </ul>
3月		